

種 ま き 通信No.49

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2015年1月28日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q1. M産業の一廃処理業の許可更新は市独自の判断すべきでは
Q2. 太陽光発電施設の特定開発事業認定に追加条件必要では

Q1【質問】 増田建設産業（以下M産業）の一般廃棄物処理業の許可については、既にこの9月末に2年ごとの更新の時期を過ぎてしまっている。前回、平成24年9月28日付の許可更新においても、危険な防音壁の問題で県に対し安全性に関して審査を依頼していたが、結論が出るまでに時間がかかり、許可更新が1年4カ月も遅延した経過がある。平成26年10月中旬、M産業から県へ産業廃棄物処理業変更届の不明事項に関する回答があった（注1）と聞かすが、その後の最終的な県の見解と市の対応は。

【市長】 市としては県から積極的な情報提供を受けていない。M産業が県へ報告したという事実のみ承知しているだけなので、最終的な見解については県の裁量の範疇であると言えない。

【質問】 防音壁の危険性が問題になって既に数年が経過した。市独自の調査でも危険性が明らかになった。煮え切らない県の対応・結論を待つよりは、一般廃棄物処理業に関する市の許認可権が及び範囲で許可更新の審査を行うべきではないか。

【市長】 廃棄物行政においては、これまで県と協調してやってきたのに、今回市に情報提供されなかったことは非常に遺憾（注2）である。県がM産業の施設について今までと違った見解を示した（注3）ことについても、市として改めてM産業の現場等を精査し、場合によっては一般廃棄物と産業廃棄物の処理のあり方を切り離し、産業廃棄物については県にしっかり責任を持ってもらいたい。

.....



▲類似のソーラー発電施設が市内に続々と～
現在計画中のものだけでも大小様々数十カ所
あります。固定価格買取制度が崩れてしまっ
たら、廃墟と化すおそれはないのか・・・

市としてはもう少し時間をかけて慎重
に対応していく。

【市民生活部長】 M産業からは12月8日に、一般廃棄物処理業の変更届が提出された。具体的な内容は、今までの一般廃棄物の保管場所を若干移動し、西側の壁から離れたというものであった。県の見解が変わったことに加え、M産業の変更届けについても検討を要するので、これからの判断になると思う。

【まとめ】（注1）と（注2） 平成26年10月20日、私は松本地方事務所の建築課の職員と防音壁（当初は擁壁として建設されたもの）の建築確認について話をした。そのとき、遅れて遅れていたM産業からの回答は10月14日に地方事務所の建築課に届いたと聞いた。しかし、このことについて県は、安曇野市の廃棄物対策課が11月末頃に問い合わせするまで黙っていた。

（注3）M産業の処理施設は、破砕機と周りの壁（囲いであり防音壁でもあるもの）も含めて一つの処理施設だという認識であったはすが、ここへ来て県は破砕機のみが処理施設だと裁判のなかで主張してきた。周りの壁は、下部の保管施設としての壁と、その上に

太陽光発電施設の特定開発事業認定 現状でだいじょうぶか？

すでに20数カ所に及んでいるソーラー発電施設
このままで美しい自然環境や景観、良好な生活環境を維持していけるのか

.....

2011年の東日本大震災による原発事故の衝撃を受けて、再生可能エネルギー特別措置法が制定されました。この制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けたものですが、この固定価格買取制度を機に急速に拡大しているのが太陽光発電施設です。

安曇野市においても、大規模なメガソーラーは、まだ少ないとはいえ、太陽光発電施設が次々と建設されようとしています。太陽光発電施設に関しては、都市計画法や市の土地利用条例には今のところ特に規制はなく、特定開発事業の認定を受ければ建設可能となっています。

また、クリーンなエネルギーというイメージが先行しており、太陽光発電施設に対する問題意識はまだ薄いようです。そのため、自然保護、景観や住環境の保護などの観点から、このような立地に建設してもよいものかと心配されるケースも出てきています。

実際、全国各地の状況を見ると、太陽光発電事業の急速な導入拡大の陰で、景観や自然



小林じゅん子の 議会報告会

* 新年度予算編成と市財政の見通し * 安曇野市制施行10周年にあたっての課題等々 * 身近な問題、話題を持ち寄って意見交換しましょう。お気軽にご参加ください！

日時：2月21日(土)午後2時半
場所：穂高交流学習センター
「みらい」グループ研究室

問合せ：0263-83-4250（市民ネット情報室）
090-4546-3496（小林じゅん子）

.....

継ぎ足した防音のための壁とは別のものであるという認識も示している。

Q2【質問】 田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、良好な生活環境を併せ持つまちとしての発展を望む本市としては、太陽光発電施設の問題や課題に目を向け、土地利用条例のなかに太陽光発電等の再生可能エネルギー関連施設の建築許可条件を追加する等の対策を検討すべきではないか。

【市長】 太陽光発電施設の承認については、特定開発事業の手の対象となるものも多く、条例に基づく審査をすることで環境に配慮した対応に努める。

.....

保護、文化財保全などを争点として、事業をめぐるトラブルも発生しています。

安曇野市でもこの2年余りで20数件の特定開発事業としての太陽光発電施設が申請され、8施設が既に稼働していますが、立地の適切性が問われる場所が多いように思います。太陽光発電事業は、短期間に建設でき、維持管理が比較的容易であること、建設用地の原状復帰がしやすいことなどの利点があり、遊休地の活用策として注目を集めています。導入には慎重な態度で臨む必要があります。

従来の手続きの中で環境に配慮した対応をしていくというのですが、すでに20数カ所に及んでいるソーラー発電施設。このままで、美しい自然環境や景観、良好な生活環境を護っていけるのか、不安に思うのは私だけではないと思います。

湯布院温泉で知られる由布市では、いち早く「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（平成26年1月29日施行）を制定しました。安曇野市でも検討すべきだと考えます。

種まき通信No.49

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

59,000円

返還された政務活動費の金額

安曇野市議会12月定例会は12月22日に最終日を迎え、議案等の採決が行われた。議員一人ひとりの立場からすると表決（賛否の意思を表示する）ということになる。賛成するのか反対するのか。反対するとしたらなぜ反対するのか、自問自答を繰り返しつつ自分の考えをまとめていく。

無所属で会派に属していない私は、会派の縛りなく表決する自由があるわけだが、その一方で「すべて自分一人の責任で判断しなければならない」という重圧感は相当なものだ。議会や委員会の議論をふまえ、同僚議員や市民の声を聞き参考にすることはもちろん、日頃交流のある他市町村の議員に相談することもある。最終的には当然ながら、自分の意思と責任で可否を表明しなければならない。今議会では、その表決にあたってどう判断するか悩ましい議案が多かったので一つ報告しておく。

◆H26年度安曇野市一般会計補正予算 第4号

数十件、数百件に及ぶ市の事業の補正予算のうち、ただ一点に異議有りということで補正予算全体を否定するについては、かなり抵抗があり悩んだが、やはり反対することにした。以下、その反対討論である。

歳入に政務活動費返還金59,000円が計上されていることについて、議会費関連予算のなかでも、特に議員や会派の責任において使うことが許されている政務活動費の使いみちについては、自ら厳しく律することが求められる。

総務委員会の審査のなかでは、政務活動費の返還は事務手続きのうえでは問題ないと強調されていたが、なぜ平成25年度の一般会計決算後の中途半端な時期に返還金が発生したのか、その原因について、またその問題点については一切議論されていない。

今回の政務活動費返還金については、その不適正使用、不適正処理が疑われ新聞報道された経過があるが、議会として説明責任を果たしたとは言い難い状況だ。そんななか、先週の18日には住民監査請求も提出されている。返還したのだから問題ないとするのでは、あまりにも無責任。市民の信頼は得られない。予算をチェックする側の議会が自らの予算の使い方について疑義を残したままであること、その一点をもって本補正予算には反対せざるをえない。

◆議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願は議長決済で採択へ◆

議場は多様な価値観を持った市民の存在を背景に成り立っている場所
地方分権・地域主権の流れにある地方議会に、国の旗を掲げる必要あるのか

安 曇野市議会議場に国旗・市旗を掲揚するように求める請願は昨年の9月定例会から継続審査となっていました。同じ趣旨の請願は平成24年にもあり、その時は「市民の負託にこたえる議会改革の取り組みを進めているときに、あえて国旗を議場に掲揚する必要があるのか」、「国旗に対する国民の認識では賛否が分かれる。国旗掲揚にどう対応するのかは国民の自由、議会の自由だ」、「不採択としても市民の権利を奪うものではない」等の理由から不採択となりました。

今回の請願も以前と同様の反対意見が多数を占め、総務委員会では不採択となったのですが、議会最終日の本会議での採決では可否同数となったため、安曇野市議会始まって以来の議長決済となりました。宮下議長は議場への国旗掲揚に賛成したため13対12となり、委員会の結論を覆して議場に国旗・市旗を掲揚するように求める請願は採択されることになったのです。

私 は小中学校の教師として、またPTAや保護者として学校と永年関わってきましたが、1989年の教育指導要領の改訂、平成1999年の国旗・国歌法の制定、2006年の教育基本法の改定など、公私ともに私の子育ては、時の政権による教育への管理強化の流れと重なりぶつかってきました。

教育を管理する発想は（本来の教育とは相容れないものですが）、国家の方針に沿う国民を育成するためには効果的で、それは歴史的にも国旗・国歌の強制という形で行われてきたことは動かし難い事実です。

最近では、東京、大阪という東西の中心地で、その首長自ら（橋下知事・市長、石原元

知事）が先頭にたって、こうした流れを強く推し進めていることに大きな危惧を感じているところです。

請 願者は「国旗に敬意と誇りを持つことは、国民として自然な感情」、「議場に国旗・市旗を掲揚し、我が国と安曇野市への敬意と誇りを持つ」と強調していますが、自然な感情とするなら自然体の対応で、一人ひとりの内心の自由に委ねるべきですし、国や自治体への敬意と誇りは国旗や市旗を掲げることで生まれるものとも思われません。

そしてなにより、請願者のように議場に国旗掲揚を望む市民もあれば、私のように望まない市民もあることを忘れてはなりません。国旗の掲揚は個人の自由ですが、議場は多様な価値観を持った市民の存在を背景に成り立っている場所であり、地方分権・地域主権が叫ばれている地方議会にあって、なぜ今あえて国の旗を議場に掲揚しなければならないのでしょうか。私は反対です。

と ころで、次の日の市民タイムスには「6月定例議会で掲示される見通しだ」との記事が。宮下議長のコメントとして「議場での掲揚に反対する理由がない」ともありました。しかし、陳情・請願には絶対的な法的拘束力はありません。全会一致で採択したのでもなく、反対議員が12名もいたのですから、全員協議会での議論は欠かせませんし、その先には「議場に国旗を掲揚する決議」をあげるとか、市議会が国旗掲揚を決定したという何らかの手続きを踏まなければできないはず。可否同数で議長決済となったわけですから、十分に議論して安曇野市議会としての方針を出すべきです。

平成26年度 安曇野市一般会計補正予算(第4号) ここに注目

●しゃくなげの湯設計変更業務1,600万円

しゃくなげの湯は老朽化が激しい「しゃくなげ荘」に代わる施設として、良質な天然温泉を活用し、市民の健康増進・交流の場として整備する日帰り温浴施設。西山山麓地域の観光拠点という位置づけで進めてきたが、入札の不調・不落により（注1）施設の設計変更を余儀なくされ、そのための予算1,600万円を計上。この際、観光と福祉をどう温浴施設に位置づけるか再検討が必要ではないか。

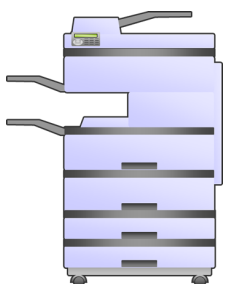
当初計画では平成27年7月オープン予定だったが、1年ほど先送りになる見込み。

（注1）国の経済対策や東日本大震災の復興事業などで建設工事が増え、人手不足と人件費や建設資材の急激な高騰により、全国の公共工事で『入札不調』が相次いでいる。安曇野市でも入札不調の悪影響が出ている。

●新本庁舎印刷機導入業務（印刷機リース）1,579万5千円、新本庁舎複合機関連機器導入業務（サーバ等リース）2,263万1千円

合併時の旧町村のリース契約をばらばらに引き継いだ経過から、安曇野市では中小のコピー機が多くコピー単価が高い傾向にあり、市のコピー代は年間4,000万円を超す。

新本庁舎移転を機に、印刷機や大型複合機を少数配置しネットワーク管理することでコスト削減を図る。ICカード活用によりセキュリティも強化できる。



いずれも5年間のリース契約での導入です▲